

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全
部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は以下のとおりです

求職者が6か月未満の期間内に自己都合により退職した場合、又は求職者の責に基づき
事由により解雇された場合(法的に正当な理由が認められる解雇に限る。)は、紹介料につ
いて下記の割合に基づいて返戻するものとする。但し、求職者の退職は3か月以内に伝
えるものとし、3か月を超えた後に連絡を受けたものに関しては返戻しないものとする。

勤続月数	返還する紹介料の割合
1ヶ月未満	100%
1ヶ月以上 3ヶ月未満	80%
3ヶ月以上 6ヶ月以内	50%
6ヶ月を超えた場合	0%